

# 制度導入から5年を経た独立行政法人の現状と課題

決算委員会調査室 さくらい しんじ  
櫻井 真司

## 1. はじめに

独立行政法人制度は、行政の減量・効率化の方策として、平成9年12月に発表された行政改革会議最終報告において初めて導入が提言された。翌10年成立の中央省庁等改革基本法にその制度創設が盛り込まれ、企画立案と執行の分離を進めるとの観点から、それまで国の機関において行われていた試験研究や文教研修などの業務が独立行政法人化することとされた。これにより、13年4月、57独立行政法人が発足し制度がスタートしている。その後政府において取り組まれた特殊法人等改革でも、独立行政法人化は廃止や民営化などとともに改革手法の一つとされ、見直し対象となった163の特殊法人及び認可法人のうち38法人で独立行政法人化が打ち出された<sup>1</sup>。これら以外にも独立行政法人化は行政の合理化・効率化の手法としてたびたび用いられ、18年4月までのわずか5年間で独立行政法人の数は104法人にまで達している。

一方、制度導入の13年4月に発足した法人では、大半が16年度末または17年度末で第1期目の中期目標期間を終了し、既に役職員の非公務員化や法人の統廃合などの見直しに着手している。また、制度開始から5年間を経過する中で、各法人の運営上の問題点、あるいは独立行政法人制度そのものにおける問題点を指摘する声も聞かれるようになってきている。

参議院決算委員会では、このような独立行政法人制度に関して、会計検査院に対し国会法第105条に基づく会計検査の要請をした。これを受けて17年10月に会計検査院から提出された報告では、13年4月に発足し17年度末に第1期目の中期目標期間を終了する45の独立行政法人の業務運営等の状況について改善を要する点が取り上げられている。

今後は、特殊法人から移行した独立行政法人が中期目標期間の終了を迎え始め、その見直しが検討されることとなる。また、特殊法人や国の機関からの独立行政法人化は一段落したものの、19年4月には住宅金融公庫から移行する独立行政法人住宅金融支援機構、同年10月には郵政民営化に伴い郵便貯金と簡易保険の管理を承継する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構といった巨大な独立行政法人の発足が予定されている。さらに、18年5月に成立した行政改革推進法においては、一部の特別会計の独立行政法人化を検討する方針も打ち出されている。

そこで、本稿では今後の独立行政法人の見直しや新たな独立行政法人化の検討に資するよう、独立行政法人制度導入時に考えられていたその趣旨を確認した上で、会計検査院からの報告で取り上げられた点やこれまでに指摘されている現状の問題点を整理し、今後の独立行政法人制度の見直しの方向性について若干の所見を示すこととしたい。

## 2. 制度導入時に想定されていた独立行政法人の姿

行政の減量・効率化の方策として導入された独立行政法人制度であるが、導入時に描かれた独立行政法人の姿はどのようなものであったのであろうか。

制度の導入が規定された中央省庁等改革基本法によれば、独立行政法人は「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人」と定義されている。

行政の減量・効率化を目指した改革の一環として、中央省庁等の改革に際して独立行政法人化したのは、この定義に合致する業務で、先に述べたようにそれまで国の機関として執行にかかる事務事業を行っていた法人だけであった。しかし、その具体的な制度設計については、その後改革に取り込まれることになる特殊法人が抱える問題点を克服することを念頭に置いている。

これについては、中央省庁等改革基本法案の審議の中で政府から説明がなされている。特殊法人の問題点としては、(a)各法人の間で共通のルールがない、(b)主務大臣の強い事前統制があり、責任体制が不明確である、(c)運営が非効率で極めて硬直的である、(d)経営内容が極めて不透明である、(e)時代の経過とともに存在意義が低下した業務あるいは法人がある、の5点が挙げられている<sup>2</sup>。独立行政法人制度は、特殊法人に抜本的な改革を加えていこうとの観点から、これらの問題点を踏まえて、(a)組織運営の原則を制度化する、(b)明確な目的と責任の下で自主的・自律的な運営ができる、(c)企業会計を導入した上で弾力的な財務運営を可能にし、できるだけ職員のやる気を引き出す仕組みとする、(d)徹底した情報公開をする、(e)定期的な見直しを行う、という制度にしたとされている<sup>3</sup>。

表1 国、独立行政法人、特殊法人の制度比較

	国の行政機関	独立行政法人	特殊法人
設立根拠	・国家行政組織法 ・各府省設置法	・制度の基本となる「独立行政法人通則法」 ・各法人を設立・運営する「個別法」	・法人ごとの設立根拠法
職員の身分	・国家公務員	・特定独立行政法人（国家公務員） ・非特定独立行政法人（非公務員）	・非公務員
予算	・毎年度の予算	・中期計画に従い、毎年度予算化 ・使途を特定しない運営費交付金	・毎年度の予算
会計	・官庁会計（現金主義、単式簿記）	・原則として企業会計原則	・特殊法人等会計処理基準（基本的に企業会計原則に沿って会計処理の標準化を図るもの）
内部組織・定員	・法令による管理	・法人の長の裁量	・法人の長の裁量（ただし、認可予算制度あり）
業務運営	・法令による所掌事務	・3～5年の中期目標管理	・毎事業年度ごとに、予算、事業計画、資金計画を策定し、主務大臣の認可
業務の見直し	・政策評価制度	・第三者機関による事後評価 ・廃止、民営化を含む業務・組織全般の定期的見直し	・法的な評価・見直し制度なし
国の監督		・個別法の規定による限定的関与	・一般的監督権

（出所） 総務省資料

このような考えに基づいて設計された独立行政法人の姿、制度の方向性は、決して間違っているものではないと思われる。しかし、ここで問題になるのは、この当初の制度設計の考え方が、単なる理念で終わらずに特殊法人が抱えていた問題を改善するものとしてしっかりと実現できているのかという点である。以下に述べるように、すべてが実現されているとは言い難い。

### 3. 独立行政法人の現状 - 目指した姿と実際とのかい離 -

特殊法人の問題点を克服する趣旨で独立行政法人制度に取り込まれた前述の5つの点のうち、組織運営の原則の制度化については、すべての独立行政法人に共通するルールを定めた「独立行政法人通則法」(以下「通則法」という。)の制定により実現されたと言える。これ以外の4点について、参議院決算委員会からの会計検査の要請に対する会計検査院の報告や国会での議論などを基に、目指した姿との間にかい離があると思われる状況を以下に述べていくこととしたい。

#### (1) 自主的・自律的な運営ができているか

主務大臣の強い事前統制があり、責任体制が不明確という特殊法人制度の問題点を排除するため、独立行政法人制度では、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとしている。各法人は、主務大臣が指示した中期目標を達成することを目指して、各法人の長の責任において中期計画を策定し、自主的・自律的な運営をすることが求められる。したがって、各法人がその運営において、所管省庁のコントロール下に置かれていないこと、効率的かつ効果的な運営がなされるよう自主性が発揮されていることなどが重要になる。

#### ア 長・役員状況

先行して設立された45独立行政法人について検査をした会計検査院の報告によると、常勤役員就任の直前に府省の職に就いていた者が各年度とも約7割を占めている。これについては、「検査の対象とした独立行政法人がすべて国の機関から移行した法人であること、各独立行政法人において府省等の出身者の専門性に期待するところがあることなどによる」と思料される」と説明されている<sup>4</sup>。

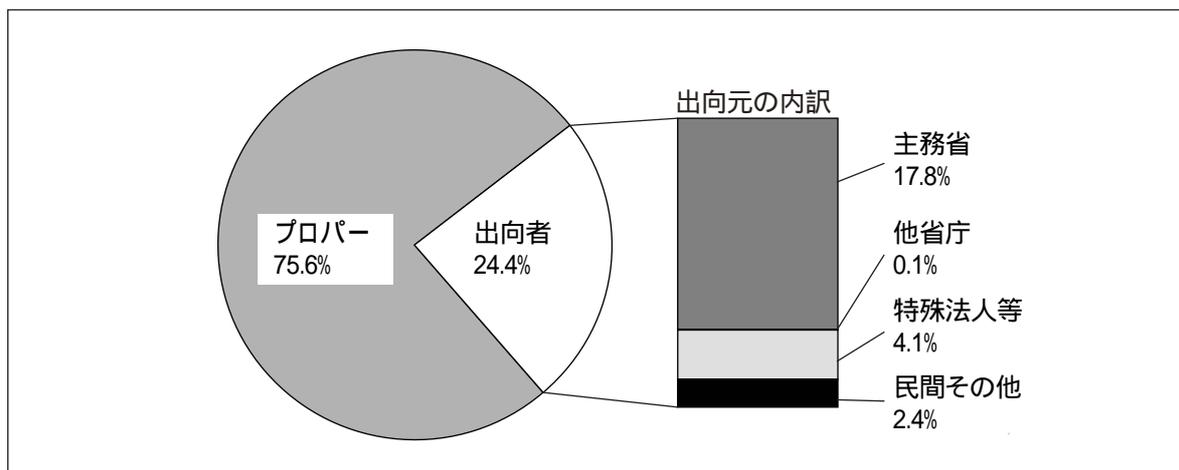
また、旧特殊法人などその後が発足した法人も含めた全独立行政法人の状況については政府が調査をしており、17年12月に公表している<sup>5</sup>。これによると、同年10月1日現在、独立行政法人の長113人のうち約半数の57人、常勤役員全体では519人中227人が退職公務員、いわゆる天下りである。政府の同じ調査では、国から独立行政法人の常勤役員として出向している者が81人いることも示されている。

政府は16年3月に特殊法人と独立行政法人の長と役員に占める官僚OBの割合をそれぞれ半数以下とする方針を示しており<sup>6</sup>、これはおおむね達成される状況にある。しかし、各法人の長・役員に主務省の出身者がいる、相当数の役員出向者がいるといった状況は、主務省との関係において各独立行政法人の運営の自主性・自律性が確保されているのかという点について疑問が残る。

## イ 職員の状況

会計検査院は、職員の人事交流の状況についても検査をしている。それによると、16年度末の常勤職員のうち約4分の1が出向者であり、その多くは各独立行政法人が行う事業の企画立案を行っている主務省からの出向者である<sup>7</sup>（図1）。これは、役員に退職者や出向者が就くことと同様に主務省の関与の余地を生じさせる可能性があるのではないかと。

図1 会計検査院報告・人事交流の状況（16年度）



（出所）会計検査院『独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書』

### （2）弾力的な財務運営により運営の効率化が図られているか

一部の独立行政法人では独立採算制での運営がなされているものの、多くの法人においては国からの財源措置を受けている。財源措置の中心となる運営費交付金は、予定された用途以外にも使うことができ、年度内に使い残しが生じた場合には翌年度に繰り越すことができるという、言わば渡しきり費的なものである。また、法人の経営努力によって生じた剰余金については、主務大臣の承認を得れば、取り崩して使用することができる<sup>8</sup>とされている。このように弾力的な財務運営ができる制度とされているが、これにより独立行政法人の運営が効率化しているかについて見てみると次のような状況がある。

#### ア 運営費交付金の算定における自己収入の控除の状況

独立行政法人の収入には、国からの運営費交付金、施設整備費補助金などの他に、法人によって、特許権や著作権等の知的財産権収入、財産貸付収入、入場料収入、授業料収入など様々な自己収入がある。各法人の経営の結果として生じた自己収入が運営のための費用に回されれば、運営費交付金を減らして国費の投入を圧縮することもでき<sup>8</sup>、国の財政への寄与も期待ができる。

会計検査院の報告では、この運営費交付金の算定における自己収入の取扱いの状況が掲記されている。それによると、検査をした45法人中8法人で運営費交付金の算定に当たり自己収入分を控除していない。また、自己収入分を控除している法人であっても、実績額が運営費交付金の算定の際に控除した自己収入の計画額を2倍以上も上回っているなど計

画と実績のかい離が大きい法人も見受けられる。このような状況について、会計検査院は「結果として、法人運営に要する資金に余裕が生じることがあると思料される」との見方を示している<sup>9</sup>。

#### イ 随意契約の限度額等の状況

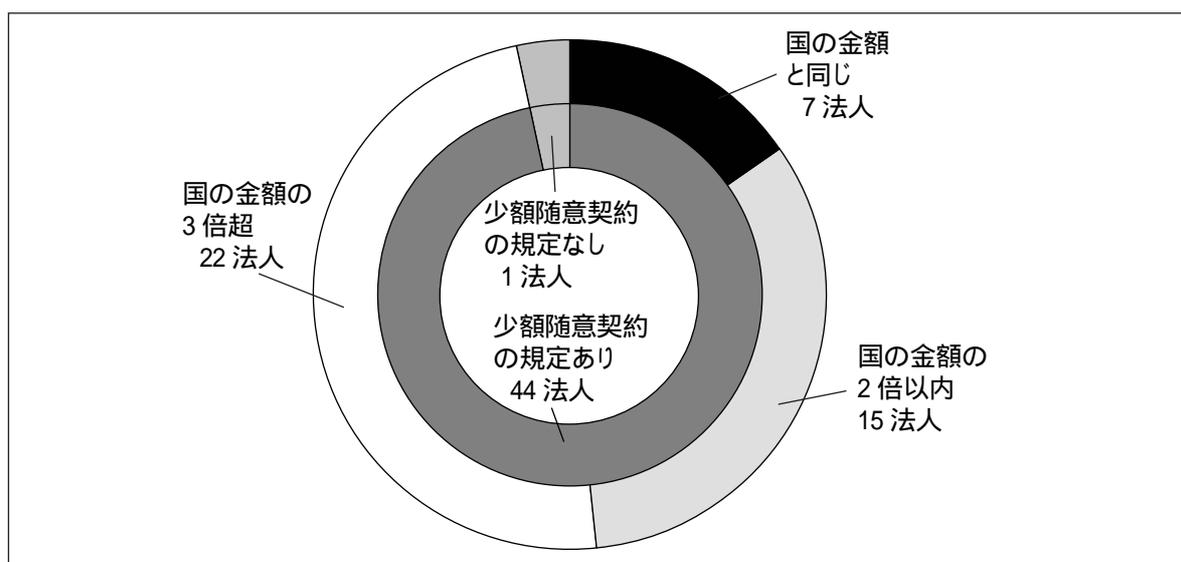
各独立行政法人では、自らの会計規程に定める随意契約限度額を超える契約をする場合、原則的に競争入札に付すこととしている。一般に随意契約よりも競争入札のほうが契約額を抑えられると考えられるが、入札業務には手間がかかるため、各法人において、競争による利益と入札業務のコストとを比較考量して合理的に随意契約限度額を決定することとなる。これは正に独立行政法人化に伴って、業務の効率的実施のために各法人において自由に判断できるようにされたものである。

会計検査院はこの随意契約限度額の検査も行っている。それによると、検査対象 45 法人のうち、16 年度において国の随意契約限度額を超える金額を設定している法人は 8 割に達し、約半数の 22 法人は国の限度額の 3 倍超となっている（図 2）。そして、その随意契約限度額を設定した理由については、「他の法人を参考にして設定したり、主務省の指導により横並びで設定したりしていて、必ずしも合理的な理由によると認められない法人も見受けられた」とされている<sup>10</sup>。

独立行政法人制度においては、競争入札の徹底により契約額を縮減できれば、それにより生じた余剰資金を他の事業等に充てることができるのであるが、随意契約限度額の状況を見ると、そうした取組が十分になされているのか疑問が残る。独立行政法人に与えられた財務上の弾力性や業務運営の自主性が生かされていない一つの例と言えるのではないかと。

また、独立行政法人の随意契約に関しては、独立行政法人国立病院機構が、駐車場管理の業務委託や食堂・売店などの施設貸付けなどにおいて、その多くを随意契約または総合

図 2 会計検査院報告・随意契約限度額の状況（16 年度）



（注）随意契約限度額について、国の金額の 2 倍超から 3 倍以内としている法人はない。

（出所）会計検査院『独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書』

評価方式により、国立病院OBが役員の多くを占める特定企業と契約していることが16年度決算審査の中で指摘された。これについて、川崎厚生労働大臣からは、基本的に随意契約ではなく競争入札にすべきと考えるが、同機構に対して命令ができるかとなると、独立行政法人なので難しいとの答弁があった<sup>11</sup>。この事例に関しては「できる限りの指導をしていく」とされているが<sup>12</sup>、改善が必要な事態があっても直接的に命令をすることができないというのは、独立行政法人化により生じた課題の一つと言える部分ではなからうか。

#### ウ 役職員報酬等の状況

独立行政法人の役職員の報酬等については、法人の業績や役職員個人の業績等を反映させられる仕組みが導入されている。会計検査院は、実際の運用において業績が反映されるものとなっているのかについても検査をしている。

役員報酬については、ほとんどの法人で国の指定職俸給表に準じた支給額としており、法人独自の支給額としているのは検査対象45法人のうち7法人にとどまっている。役員給与に業績等を反映させるための方法については、主務省により統一されていたり、他の独立行政法人や特殊法人の規程等を参考にして決定したりしていることから、法人間で大きな差がない状況となっている。実際の支給に当たって業績等により増減したことのある法人は45法人のうち3法人にとどまっている<sup>13</sup>。

職員給与については、ほとんどの法人で職員基本給の月額表は国の各俸給表に、勤勉等手当は国家公務員の場合の算定方法等にそれぞれ準拠している。45法人のうち、職員基本給の月額表あるいは勤勉等手当の算定方法等を独自のものとしているのは6法人にとどまっている<sup>14</sup>。

このように、多くの法人において役職員の報酬・給与の支給額等は国家公務員に準拠したのものとなっている。各独立行政法人が独自に業績等を給与に反映させられる仕組みが、十分に生かされているとは言えない状況にあると思われる。

#### (3) 徹底した情報公開がなされているか

独立行政法人の活動については、特殊法人における経営の不透明さの反省から、国民に対する説明責任を尽くすことが求められている。そのため、通則法や「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下「公開法」という。)において、財務諸表、事業報告書、中期計画など、その組織、業務、財務等に関する情報を公表することとされている。また、通則法には、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない旨も定められている。

#### ア 情報の公表状況

各独立行政法人が情報の公表を法の規定どおりにきちんと行っているかについても、会計検査院が検査をしている。その結果によると、通則法で公開が義務付けられている情報については、ほぼもれなく公開されている<sup>15</sup>。一方、公開法に基づく情報公開については、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとされているが、一部の法人においてこの定めに従った公開がなされていない状況にあった。特に「会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立

行政法人等に関する部分」のインターネットにおける公表については、対象法人 32 のうち 29 法人（90.6%）で公表が行われていなかった<sup>16</sup>。法の趣旨にのっとった積極的な情報公開が求められる。

#### イ 財務諸表の表示

各独立行政法人から公表される財務諸表等の情報については、単に法律等で規定されるものが開示されているだけにとどまらず、経営努力の成果がどの程度上がっているか、あるいは経営責任が果たされているかが明らかにされているものであることが望ましい。これに関して問題があろうと思われる点が会計検査院に取り上げられている。

一つは、運営費交付金債務の収益化の方法についてである。運営費交付金は国から負託された業務の財源であり、その交付を直ちに収益と認識することは適当でないため、会計処理においては、まず、流動負債である「運営費交付金債務」として整理し、業務の進行に応じて一定の基準で収益化することとされている。この収益化の基準は主なものとして、(1)成果進行基準、(2)期間進行基準、(3)費用進行基準の3つが示されているが、検査の対象となった法人の大部分で費用進行基準のみを採用している。この基準では、業務のための支出額を限度として収益化することとされているため、運営費交付金を計画より効率的に使用した場合に生じる残額が、中期目標期間最終年度を除いた各年度の財務諸表において利益として計上されないまま残されることとなる<sup>17</sup>。したがって、効率化の成果が財務諸表に示されない。

財務諸表の表示に係るもう一つの問題として自己収入の取扱いがある。一般に、損益計算書上の利益は経営成績を表すものであり、独立行政法人では目的積立金の源泉となり、言わば経営努力の動機付けとなるものである。しかし、運営費交付金債務の収益化を費用進行基準で行っている法人において利益が計上されるのは、基本的に自己収入がある場合だけであるが、そのような法人の一部に、自己収入の全額が費用に充てられたこととして処理する方法を採っている法人がある。この場合には自己収入からも利益が計上されず、法人の経営努力の成果が財務諸表に表示されないこととなる<sup>18</sup>。

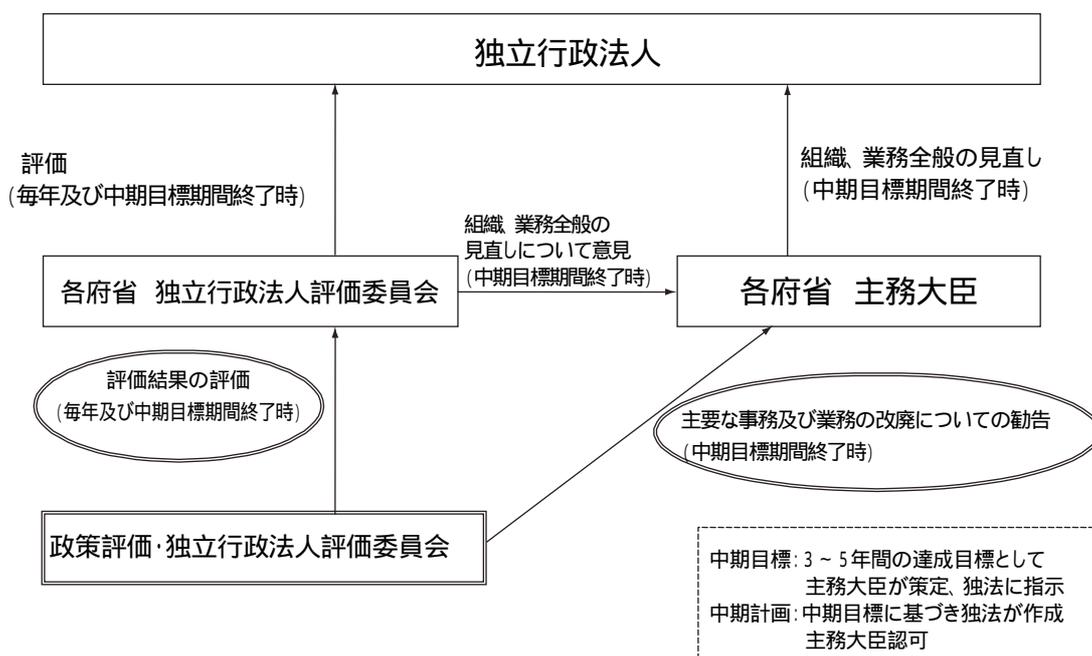
こうした会計処理方法を採用する法人においては財務諸表を見ても本当に経営責任が果たされたのかが分からないと、会計検査院も認めている<sup>19</sup>。

#### (4) 定期的な見直しをするための適正な評価がなされているか

独立行政法人制度は、国による事前関与・統制を極力排したことに伴い、事後チェックに重点を置く制度となった。

まず、主務大臣が定めた中期目標に基づいて行われた中期目標期間における業務の実績と、各年度における実績について、各独立行政法人の主務省に設置される独立行政法人評価委員会が一次的な評価を行う。そしてこれに加え、一段階上の評価機関として総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が置かれ、各府省の評価委員会の実施した評価の結果について意見を述べるという形で二次的な評価をする仕組みとなっている(図3)。評価委員会はいずれも外部有識者によって構成されることとなっており、二段階評価と第三者による評価とによって、評価の客観性の担保と恣意性の排除が図られている。

図3 独立行政法人の評価及び見直しの仕組み（独立行政法人通則法）



（出所）総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/hyouka/pdf/kihonteki-siryou\\_10.pdf](http://www.soumu.go.jp/hyouka/pdf/kihonteki-siryou_10.pdf)

また、中期目標期間の終了時において、主務大臣は、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など、全般にわたる検討を行い、必要な見直しの措置を講ずることとされている。加えて、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができるとされている。

こうした仕組みで行われている独立行政法人の評価制度が形骸化することなく、各独立行政法人の見直しが適切に行われるものとなっているかという観点から見てみると次のような点が指摘できる。

#### ア 国の政策の必要性にまでさかのぼった評価の不在

本年2月、参議院決算委員会では「特殊法人、独立行政法人の現状と課題」についての参考人質疑が行われた。この中では、独立行政法人の評価の現状についても議論がなされており、参考人から、これまで、独立行政法人を評価する際の視点として、(1)財務内容の改善、(2)業務運営の効率化、(3)事務事業の見直し、の3つが強調されているが、これらだけでは、中期目標期間終了時にその独立行政法人が本来必要なかという議論になりにくいため、政策評価との関係が必要である旨の指摘がなされた<sup>20</sup>。

そして、17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においても、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直しについて「これら法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る」と記述されている。政府も政策の必要性にまで踏み込んだ評価が必要と考えていると見てよからう。

確かに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会のこれまでの評価結果を見ると、事業の改廃、法人の廃止・統合などを勧告しているものもあるが<sup>21</sup>、法人存在の前提となる政策にまでさかのぼった評価・検討が行われているとは言い難いように思われる。また、行政改革推進本部で開催される「独立行政法人に関する有識者会議」でも16年度及び17年度末に中期目標期間を終了する法人について組織・業務の抜本的な見直しを提言しているが<sup>22</sup>、ここでも見直しの視点は、政策的な面には及んでおらず、業務の合理化に限られているように思われる。

現在の独立行政法人に対する評価体制では、政府の政策の必要性にまでさかのぼった評価がなされていると言うことは困難であろう。これは国会の役割であるとの指摘もある<sup>23</sup>。

#### イ 評価委員会の在り方について指摘される問題点

主務省の評価委員会について国会論議の中で指摘された問題として、各府省の独立行政法人評価委員会の委員が評価対象の独立行政法人から謝礼や研究助成などの金銭を受けているというものがある。各府省の全評価委員の17%に当たる95名に対して、それぞれの評価対象の法人から合わせて約2億円が支払われているが、金銭を受け取っている評価委員が適正な評価をできるのかと指摘されている。これに対して、制度を所管する総務省は、評価委員会の委員については主務大臣が任命することとなっており、その人選に当たり、客観的かつ中立公正な評価が可能となるように任命権者である主務大臣が適切に判断されるべきものであると答弁している<sup>24</sup>。また、報道によれば、各独立行政法人を所管する府省の多くは「それによって、評価に影響が出ているとは思わない」としている<sup>25</sup>。しかし、第三者の立場から各独立行政法人を評価すべき評価委員会の委員が、どんな形であれ、評価対象機関から金銭を受け取っていることは、評価の客観性に疑念を生じさせるものと言えよう。

また、二次的評価を行う総務省の評価委員会については、参議院決算委員会での参考人質疑の中で、他省と横並びである総務省に置かれているため、他省に対するコントロールが利かない旨の指摘がなされている<sup>26</sup>。二次的評価を行う主体が一段上の立場にある機関もしくは全くの外部機関であることに比べるとその評価にはどうしても限界があるのではないかと思われる。

#### 4. 求められる制度上の見直し - 目指す姿を実現するために -

以上述べてきたように、独立行政法人制度は必ずしも制度導入に際して考えられていたとおりには進んでいない部分があると言える。参議院決算委員会でも、独立行政法人の現状に関して16年度決算審査を基に取りまとめた「内閣に対する警告」や「措置要求決議」において問題点を指摘している<sup>27</sup>。しかし、独立行政法人制度は行政効率化の手法の一つとして、今後も引き続き期待が掛けられるものである。独立行政法人の各主務省では会計検査院の報告などを受けて既に改善にも着手しているところであるが、独立行政法人を行政の効率化に資する理想の姿に少しでも近づけていくために、制度開始からこれまでの間に明らかになってきている問題点を一つ一つ着実に改善していくことが求められる。すなわち、この制度が目指していたものがどのようなものであったかを振り返り、(1)主務省

との間に適度な緊張感を持った自主性を確立する、(2)弾力的な財務運営を経費圧縮や自己収入増加に生かす、(3)経営責任や経営努力の成果が明らかになる情報公開をする、(4)役割を終えた業務あるいは無駄な業務が継続されることのないよう質の高い評価を行う、といった原則を徹底していくことが求められていると言えよう。

独立行政法人制度はスタートして5年しか経過しておらず、竹中総務大臣が述べているように、まだトライ・アンド・エラーの段階である<sup>28</sup>。不十分な点があるのも当然のことと言え、常に検証をしながら望ましい姿に近づけていくことが重要である。その過程において、本稿で取り上げた問題点についても検討されることを期待したい。

---

<sup>1</sup> 『特殊法人等整理合理化計画』(平 13.12.19 閣議決定)

<sup>2</sup> 第 142 回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第 10 号 16 頁(平 10.6.3)

<sup>3</sup> 同上 10 頁

<sup>4</sup> 会計検査院『独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書』(平 17.10) 14 頁

<sup>5</sup> 総務省報道資料「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」(平 17.12.26)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051226\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051226_2.html)

<sup>6</sup> 『読売新聞』(平 16.3.13)

<sup>7</sup> 前掲、会計検査院 17 頁

<sup>8</sup> 自己収入で得た額を単純に運営費交付金から控除してしまうと、自己収入の増加に向けた努力を損なう可能性がある。国立博物館では、独立行政法人化後、コスト削減と増収に努め利益を上げたが、それを自由に使える「目的積立金」とすることが認められず、2 期目の中期計画では自己収入の目標額も引き上げられ、努力をすればするほど自らの首を絞めるという構図になっている旨の報道がなされている。(『読売新聞』平 18.5.4)

<sup>9</sup> 前掲、会計検査院 26-32 頁

<sup>10</sup> 前掲、会計検査院 52 頁

<sup>11</sup> 第 164 回国会参議院決算委員会会議録第 4 号 33 頁(平 18.3.3)

<sup>12</sup> 同上 34 頁

<sup>13</sup> 前掲、会計検査院 17-18 頁

<sup>14</sup> 前掲、会計検査院 19-20 頁

<sup>15</sup> 前掲、会計検査院 99-101 頁。1 法人において「役員の任命」が公開されていない。

<sup>16</sup> 前掲、会計検査院 102-105 頁

<sup>17</sup> 前掲、会計検査院 33-34 頁

<sup>18</sup> 前掲、会計検査院 39-41 頁

<sup>19</sup> 第 164 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 6 号 8 頁(平 18.3.28)

<sup>20</sup> 第 164 回国会参議院決算委員会会議録第 3 号 1-2 頁(平 18.2.22)。この発言の参考人は、同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授の山谷清志氏である。

<sup>21</sup> 総務省報道資料「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 - 政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘 - 」(平 17.11.14) [http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/051114\\_1\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/051114_1_01.pdf)

<sup>22</sup> 独立行政法人に関する有識者会議「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する有識者会議の指摘事項」(平 17.10.28) <http://www.gyokaku.go.jp/dokuritsu/index.html>。なお、同会議は 18 年 1 月に「行政減量・効率化有識者会議」に改組している。

<sup>23</sup> 第 164 回国会参議院決算委員会会議録第 3 号 6 頁(平 18.2.22)

<sup>24</sup> 第 162 回国会参議院財政金融委員会会議録第 6 号 10-11 頁(平 17.3.28)

<sup>25</sup> 『読売新聞』(平 17.3.20)

<sup>26</sup> 第 164 回国会参議院決算委員会会議録第 3 号 6 頁(平 18.2.22)

<sup>27</sup> 参議院ホームページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset\\_c04\\_05.htm](http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_c04_05.htm) で公開している。

<sup>28</sup> 第 164 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号 30 頁(平 18.4.24)